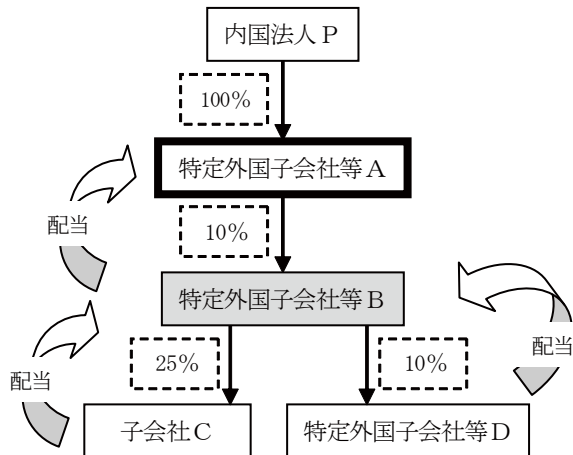


《実務上の留意点：控除対象配当等の額の控除に係る留意点》

内国法人に係る特定外国子会社等が他の特定外国子会社等から剰余金の配当等を受ける場合における控除対象配当等の額の控除の適用に関する留意点を検討することとしますが、次の図の例を用いて、AがBから受ける配当等の額のうち、Aの基準所得金額の計算上、控除対象配当等の額となる金額がどうなるのかということを考えてみることにします。



注1 Cは、特定外国子会社等ではなく、Bが配当支払義務確定日以前6月以上、その株式の25%を保有しています。このため、Bは、基準所得金額の計算上、Cから受ける配当等の額を子会社からの配当等の額として控除しています。

注2 Bは、基準所得金額の計算上、Dから受ける配当等の額を控除対象配当等の額として控除しています。

Bの決算状況等は次の表のとおりです。